

日本・マレーシア経済連携協定から見る

FTA の効果及び利用率

経済学部 4 回生 寺嶋 知憲

<目次>

はじめに

第一章 FTA の現状と課題

- 1、最恵国待遇と FTA
- 2、日本の FTA 交渉の現状

第二章 日本・マレーシア経済連携協定による考察

- 1、日本・マレーシア経済連携協定の概要
- 2、輸出品目から見る効果
- 3、輸入品目から見る効果
- 4、利用率について

第三章 FTA の効果測定の今後の課題

おわりに

要約

本論文では、近年、世界中で急増する FTA が、どのような効果をもたらしているのかについて検証する。第一章では、FTA を締結する際に 1 つのキーワードとなる最恵国待遇について触れ、また、日本の FTA 戦略の現状についても述べる。第二章では、日本・マレーシア経済連携協定（EPA）を例にとり、実際の貿易データを用いて、そこから EPA の効果がどのようなになっているのか検証する。さらに、原産地証明や、FTA の利用率に関して述べる。最後に第三章では、第一章、第二章をうけて、FTA の効果測定の今後の課題について言及する。

はじめに

近年、二国間あるいは地理的に近距離の地域において、関税を削減・撤廃する自由貿易協定（以後、FTA）や、自由貿易協定を柱として幅広い分野での経済協力を目的とした経済連携協定（以後、EPA）を締結する動きが急増している。このこと背景として、GATT/WTO 体制の交渉がなかなか進展しないことが挙げられる。日本も、当初は GATT/WTO 体制を中心とした自由貿易体制の構築を目指していたが、そのような現状を踏

まえ、GATT/WTO 体制を補完することができるような EPA 締結を推進していくように方針転換した。現在、主に東アジアの国々との交渉がすすんでおり、日本のアジアにおけるプレゼンスを維持・拡大するというような、政治・外交戦略の要素が非常に強いように感じられる。一方で、FTA の効果である貿易創出効果や交易条件効果は、事前検証は行われているものの、あまり重要視されていないのではないか。日本が締結しようとしている EPA は、本当に経済的な効果をもたらせるのであろうか。このような問題意識を持ち、日本とマレーシアの貿易額の変化から、EPA の効果について検証し、その利用率や今後の課題についても述べる。

第一章 FTA の現状

1、最恵国待遇と FTA

最恵国待遇原則とは、締結国の一方が他の第三国に対して与えている待遇の中で、最も有利なものを、もう一方の締結国に対しても与えるというものであり、WTO 協定においても、基本原則のひとつとなっている⁸。そのため、WTO に加盟している国々は、最恵国待遇（MFN）税率を定めている。また、WTO 協定では、FTA についても明記されており、ある条件下⁹でのみ、その存在は認められている。

つまり、FTA 締結前後の関税率の差は、MNF 税率と FTA で定められた関税率の差であり、その差が大きければ大きいほど、関税障壁は取り除かれたことになる。FTA における関税率の最終目標は、すべての関税の撤廃であるが、ほとんどの FTA において、影響が取引量や額が大きく、FTA 締結によって大きな効果があると思われる品目に関しては、目標達成期限を決めて、段階的な関税率の撤廃を行う場合が多くある。このため、FTA の効果が現れるのは、ある程度時間が経過してからであり、長期的な視点で考える必要がある。また、関税撤廃期間中に MNF 税率が引き下げられることもしばしばあり、FTA を利用しないで取引をするほうが、低い関税率で取引できるというような逆転現象¹⁰も、起きている。

2、日本の FTA の現状

もともと、日本は、GATT/WTO 体制を中心とした、多角的な自由貿易体制の形成を目指してきた。しかし、各国の利害関係が複雑に絡み合う中での交渉は、なかなか思うようには進まず、その結果、世界中で、比較的交渉がスムーズに進む、二国間や地域で締結される FTA が急増した。このことを受けて日本も、WTO 体制を補完するような FTA・EPA を締結するという考えで、FTA 交渉を開始した。

⁸ GATT 第 1 条、第 13 条及び第 17 条においても、最恵国待遇について定められている。

⁹ GATT 第 24 条により明記されており、域外国との「関税その他の通商規則」を維持すること、締結前よりも「高度なものであるかまたは制限的なものであってはならないこと」、「実質上すべての貿易について」関税その他の制限通商規則を撤廃することなどである

¹⁰ 日本・メキシコ EPA において、2006 年 11 月時点で起きている。

日本の FTA 戦略は、関税撤廃やサービス貿易の障壁の削減・撤廃を中心とした FTA ではなく、これに加え水際及び国内の規制の撤廃や、各種経済制度の調和など、FTA に比べてより幅広い協力関係を築ける EPA を締結していくという方針である。交渉相手国を選定する際の基準として、以下 3 つの視点から判断している。

- (1) 日本にとって有益な国際環境の形成
- (2) 日本全体としての経済利益の確保
- (3) 相手国・地域の状況、FTA・EPA の実現可能性

このような基準のもと、現在、日本が締結・発効している EPA は、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイの 5 カ国である。これに加えて署名済みのものが 3 件、交渉妥結のものが 1 件、交渉中のものが 6 件ある。(表 1 参照) この (表 1) からわかるように、現在 EPA 締結の動きが進んでいる国々は、主に東アジアの国が多く、このことから、日本の東アジアにおけるプレゼンスを高めようとする、政治・外交戦略がみてとれる。では、実際に締結された EPA は、経済的な効果を本当にもたらしめているのかということを検証するため、次章では、日本・マレーシア経済連携協定による検証を行う。

第二章 日本・マレーシア経済連携協定による考察

1、日本・マレーシア経済連携協定の概要

前章でも述べたように、現在日本が締結・発効している EPA 締結国のうち、往復貿易総額が最も多いのはタイ、その次がマレーシアである。(図 2 参照) 貿易総額が大きいほど、EPA の効果は顕著に現れると考えられるため、本来なら、タイとの EPA を検証するべきなのだが、これが発効したのは 2007 年 11 月であり、まだあまり時間が経過しておらず、十分なデータが存在しないため、今回は、JMEPA を取り上げる。

日本・マレーシア経済連携協定(以下、JMEPA)は、2005 年 1 月に交渉を開始し、同年 12 月に署名、2006 年 7 月 13 日に発効した。この EPA の発効によって、即時すべての貿易品の関税が撤廃されるわけではなく、大きく分けて 4 パターンに分類される。即時関税が撤廃されるもの、段階的に引き下げて最終的に撤廃されるもの¹¹、今回は妥結に至らず再交渉されるもの、関税撤廃から除外するものである。関税が撤廃される品目は、金額ベースで全貿易額の約 97% (輸出額では約 99%、輸入額では約 94%¹²) を占めており、EPA による貿易拡大効果が期待されている。

特に輸出面では、電気機器¹³、機械類、自動車、鉄鋼などの関税が 10 年以内に撤廃される予定であり、輸出額の拡大が予想されている。一方、輸入面では、ほぼすべての品目に

¹¹ 多くのものは、発効から 10 年以内に撤廃されることになっている。

¹² 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>) より

¹³ 但し、マレーシアの電気電子製品に対する MNF 税率は、既に低水準であり、無税のものも多く存在する。

関して、即時関税を撤廃することになっており、日本側がある程度譲歩した形で締結されたということがわかる。

この JMEPA を利用するためには、原産地証明書の取得が必要であり、その際のコストと、関税を支払うコストを比較して、より安いほうを輸出業者、輸入業者は選択することが考えられる。原産地証明については、本章第 4 項で詳しく述べる。

2、輸出品目から見る効果

(図 3) はマレーシアとの輸出総額の推移である。これをみると、JMEPA の締結後から輸出額が拡大していることがわかる。ここだけを見ると、EPA の貿易拡大効果により、輸出額が増えたように思えるが、その他の要因も存在すると考えられるため、一概にこれが EPA の効果であるとは断定しにくい。そこで、次に、輸出品目ごとに見た輸出額の増減を見ていくことにする。

輸出上位 100 品目¹⁴の輸出額の変化をみてみると、50%以上の増加をした品目が 26 品目、10～50%の増加は 29 品目、-10%～10%の変化は 27 品目、-10%以上の変化は 18 品目であった(図 4 参照)。このうち、特に増加の度合いが大きかった 50%以上の増加をした 26 品目について、注目してみた。これらのうち、2007 年も貿易額が増加した品目は 14 品目、減少したのが 9 品目、データ無しが 3 品目である。(表 5) は、2006 年、2007 年と続けて輸出額が増加した品目の MNF 税率と EPA での関税率である。この表からわかるように、既に 8 品目は、MNF 税率が無税になっているものであり、EPA を締結したことによる影響は、あまり大きくないと考えられる。一方で、残りの 6 品目は、EPA を利用することで、MNF 関税よりも低い関税率で輸出できるため、これらの品目の輸出額が増加していることは、EPA の効果であると考えられる。ただし、2008 年現在においても、それら 6 品目の関税が完全に撤廃されているわけではなく、EPA を利用するための原産地証明の発行コストを支払ってでも、EPA を利用したほうが、コストが低くて済むとは一概には言えないため、これが、EPA を利用した貿易によって拡大されたかどうかは定かではなく、今後も貿易額の推移を検証していく必要がある。

3、輸入品目から見る効果

(図 6) は、日本の対マレーシア輸入総額の推移である。輸出額の推移と同様に、2005 年以降増加傾向にあることが言える。こちらも、輸入品目ごとの輸入額の増減を検証する。

輸入額上位 100 品目の輸入額の増減¹⁵を調べてみると、50%以上の増加をした品目は 11 品目、10～50%の増加は 45 品目、-10～10%の変化は 27 品目、-10%以上の変化は 17 品

¹⁴ HS 分類上位 6 桁による。JETRO 貿易統計データベースより。2005 年から 2006 年への変化により分類。円建てで求めた。

¹⁵ HS 分類上位 6 桁による。JETRO 貿易統計データベースより。2005 年から 2006 年への変化により分類。ドル建てで求めた。

目であった（図 7 参照）。この内訳を見てわかる通り、増加した品目が半数以上を占めている。このうち、50%以上の増加をした 11 品目に注目¹⁶し、その MNF と JMEPA における税率を調べた。（表 8）はその結果である。こちらでも、輸出品目と同様に、MNF 税率が無税のものがあるが、その一方で、MNF 税率が無税でないものに関しては、発行と同時に関税が撤廃されており、その品目の輸入額が拡大していることは、EPA の効果であると考えられる。一方、輸出額の推移（図 3）と比較して、輸入額の推移（図 6）では、締結後の拡大幅が大きいとは言えない。締結と同時にほとんどの品目が即時撤廃になったにもかかわらず、このような結果になっているのは、まだまだ JMEPA が利用されていない可能性があることを示唆している。

4、利用率について

これまで、貿易総額や品目ごとの貿易額の変化を見てきた。その中で、EPA の効果と考えられる点も、多々見受けられた。しかし、実際に EPA を利用して行われた貿易額が、どの程度あるのかということは、これらのデータからは得ることができないために、貿易額の増大が EPA を利用した貿易によるものかどうかということは、わからなかった。このような結果になったのは、原産地証明に関する統計が公表されておらず、EPA 利用率がどの程度なのかかわからないためである。EPA の利用率を考える際に必要な、原産地証明を利用して行われた貿易の詳細なデータは、存在していない。これは、日本における原産地証明の発効は、日本各地の主要な商工会議所で行われるため、それらのデータを集積し、公表する機関や部署がないためであると考えられる。

（表 9）は、原産地証明に関するデータである。原産地証明は、前述の通り日本商工会議所のうち、指定発給機関に指定されている全国 20 ヶ所の商工会議所によって発行される。そのためには、まず企業登録をし、その次に原産品判定を行ったうえで、JMEPA の原産地規則の範囲内のものを認定し、その後、輸出の際に必要な原産地証明書を発行することになる。その際の手数料は、基本料 2000 円＋一品目につき 500 円となる。（表 9）のデータを見ると、企業登録を行ったものの、判定依頼や発給申請を行わない企業が多い。また、企業登録を行った企業数も、全国でわずか 311 社であり、今まで見てきた貿易額の増加は、本当に JMEPA によるものなのかという疑問が生じる。JETRO が行ったアンケート¹⁷によると、「原産地証明の取得をもっと簡素化して欲しい」、「原産地証明の規定が EPA ごとに異なるため使いづらい」などといった声が上げられた。これは、原産地証明を発行する費用や時間等のコストを考えると、EPA を利用するよりも、現行の MNF 税率で輸出したほうがよいという選択を、企業が行っているということである。

¹⁶ 2007 年輸入累計額のデータが、まだ作成されていないので、輸入額に関しては、2005 年から 2006 年に増加した品目について調べた。

¹⁷ 日本貿易振興機構 「経済連携協定の活用に関するアンケート調査結果」

<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/japan/osaka/trend/pdf/070227.pdf>

つまり、EPA の利用は、ハードルが高いものであり、企業が利用しにくい状況である可能性がある。このことから、EPA の利用率は、あまり高いものではなく、実際に EPA の恩恵を受けている企業は、限られているのではないか。

第三章 FTA の効果測定の今後の課題

現在の FTA の効果の測定方法としては、GTAP モデルを用いたものが主流である。これはおもに、締結前の段階で、どの程度の効果が得られるかを試算するために使われることが多い。しかし、その一方で、FTA の効果の事後的な分析は、ほとんど行われていない。また、FTA を締結してから時間が経過していないものが多いことや、事後的なデータから、純粋に FTA 締結による効果がどれだけかということを分析するのは、非常に困難だからである。また、FTA が締結される際、関税撤廃によって、もっとも影響がある品目に関しては、保留をしたり、10 年程度かけて少しずつ関税を引き下げるなどの条項を盛り込んでいるために、すぐにはその効果が現れないことも挙げられるであろう。さらに、EPA は、関税率の撤廃だけでなく、投資促進のためのシステム作りや、外資規制の撤廃など、その他にも効果が存在するので、その点にも注意しなければならない。

その上で、今後、FTA の効果を行っていく際に、FTA の利用率は必要不可欠であり、どの程度のものが、FTA を利用して輸出入されているのかということは、もっと議論されるべきである。そのためには、原産地証明の発行額、件数、それを利用した貿易額の詳細なデータ・統計を作成して、分析していく必要があり、その上で、FTA の事後的分析を行っていくべきである。

おわりに

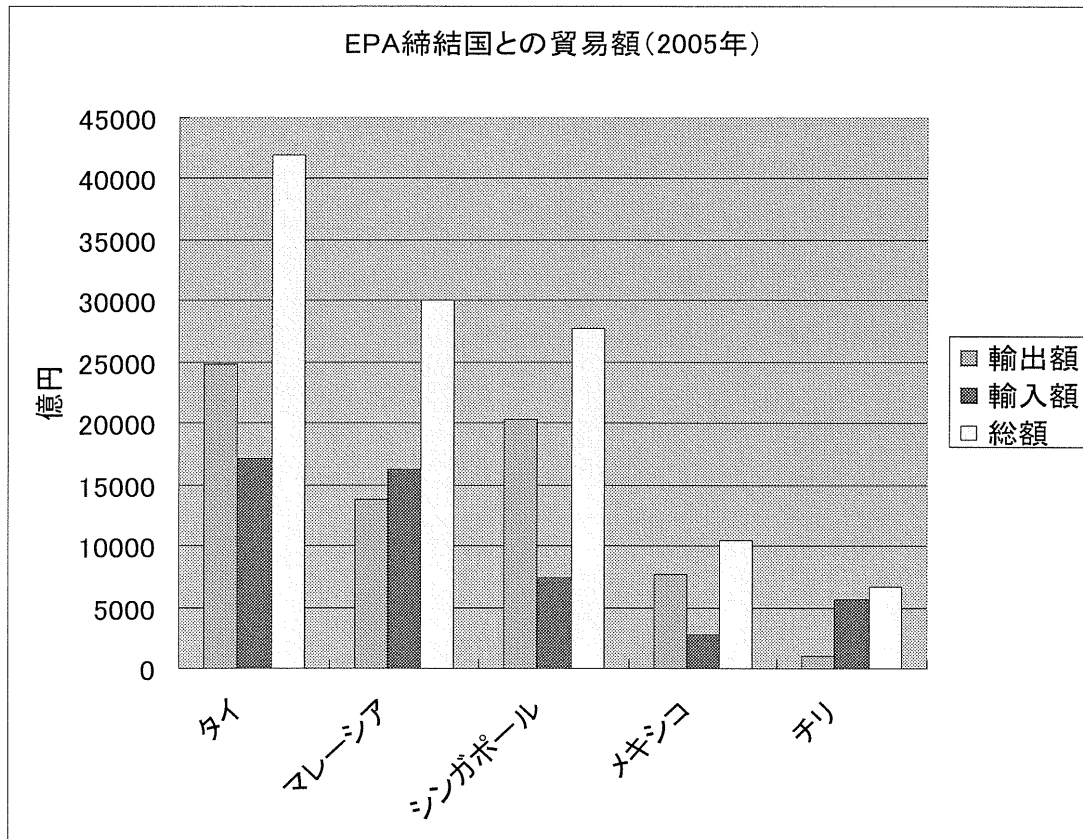
理論上では、FTA の効果として、静態的效果に、貿易創出効果、貿易転換効果、交易条件効果があり、動態的效果には、市場拡大効果、競争促進効果が存在する。しかし、実体経済において測ることは非常に困難である。FTA 以外のさまざまな要因が影響を与えていることや、厚生を測ることが不可能であることなど、多くの困難が存在するからである。

今まで、FTA に関する研究としては、GTAP モデルを使った事前検証が数多く行われてきた。事前にどれほどの経済効果があるのかということを踏まえたうえで、FTA を締結するためである。そのような検証を踏まえて締結された FTA が、実際にどれほどの経済効果をもたらしたのか、もし、事前検証と異なる結果になっているならば、何が原因なのか、そのようなことを分析していくことで、理論を現実近づけることができると、私は考える。

(表 1) 日本の FTA 交渉の状況

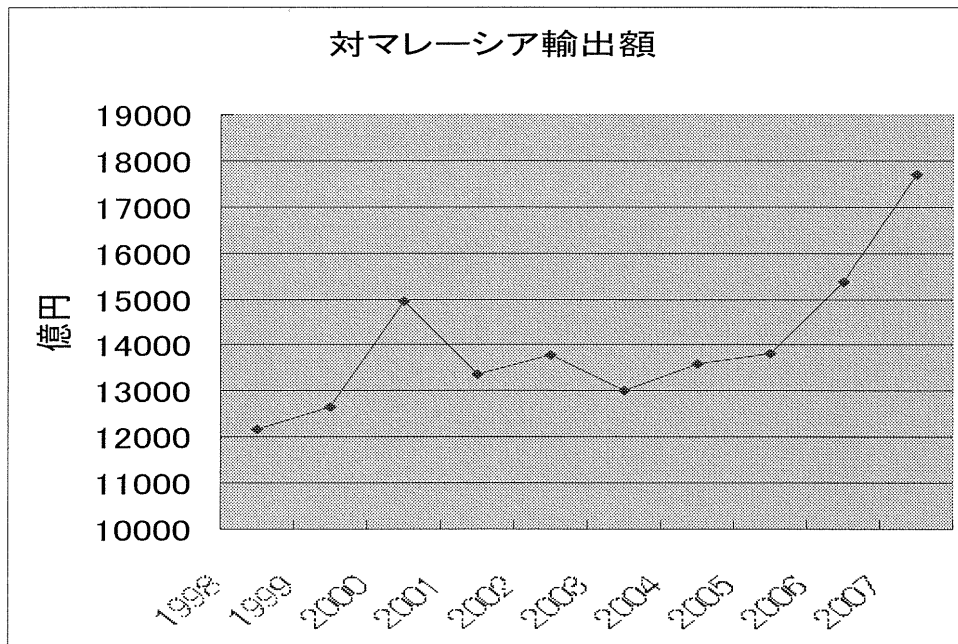
締結済み	シンガポール	2002 年 1 月署名、同年 11 月 30 日発効
	メキシコ	2004 年 9 月署名、2005 年 4 月 1 日発効
	マレーシア	2005 年 12 月署名、2006 年 7 月 13 日発効
	チリ	2007 年 3 月 27 日署名、同年 9 月 3 日発効
	タイ	2007 年 4 月 3 日署名、同年 11 月 1 日発効
署名済み	フィリピン	2006 年 9 月署名
	ブルネイ	2007 年 6 月 18 日署名
	インドネシア	2007 年 8 月 20 日署名
交渉妥結	ASEAN	2005 年 4 月に交渉を開始し、2007 年 11 月に交渉妥結
交渉中	ベトナム	2007 年 1 月交渉開始
	GCC	2006 年 9 月交渉開始
	韓国	2003 年 12 月に交渉を開始するが、2004 年 11 月以来中断中
	インド	2006 年 1 月交渉開始
	オーストラリア	2006 年 4 月交渉開始
	スイス	2007 年 5 月交渉開始

(図 2) 日本と EPA 締結国との貿易額



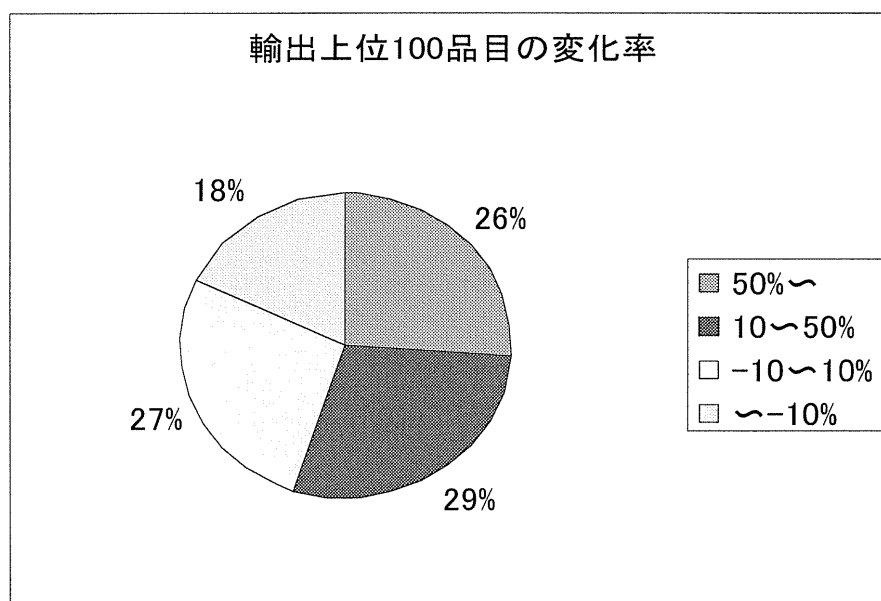
(出所 財務省貿易統計より作成)

(図 3)



(出所 財務省貿易統計より作成)

(図 4)



(出所 JETRO 貿易データベースより作成)

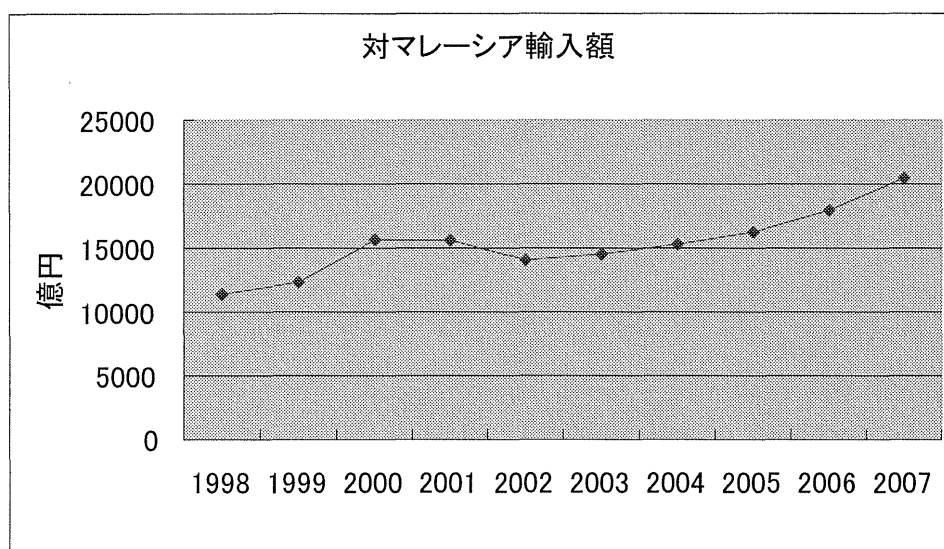
(表 5) 日本の対マレーシア輸出品目の税率

HS 番号	単位	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	MNF 税率	EPA
710813	千円	34,143,843	34,588,129	52,604,637	70,952,915	無税	
760692	千円	5,792,999	6,591,390	10,836,588	14,767,885	30%	B7
847590	千円	2,688,522	4,075,064	10,521,857	20,667,544	無税	
741110	千円	5,910,119	4,918,150	10,252,558	12,674,946	無税	
730512	千円	4,679,403	2,953,485	9,611,157	16,290,424	30%	B7
740811	千円	3,303,698	3,868,716	7,527,918	8,691,958	25%	B7
740911	千円	2,724,084	3,494,261	6,539,175	6,562,502	無税	
722100	千円	2,694,212	2,515,013	4,960,513	5,332,420	10%	B5
710692	千円	2,029,576	2,222,029	3,947,432	4,861,725	無税	
740990	千円	1,723,602	1,823,094	3,416,679	3,573,508	無税	
853939	千円	48,114	336,426	2,522,736	3,565,689	15%	B7
740311	千円	2,162,954	1,351,039	2,467,754	6,725,607	無税	
711590	千円	1,111,440	937,841	2,441,678	4,587,399	10%	B5
700100	千円	1,454,149	1,274,185	2,359,907	2,600,689	無税	

※EPA 欄の B7 は、MNF 税率 8 で割った分だけ毎年下げ、8 年後からは撤廃するというもの。B5 は、6 で割った分を毎年下げ、6 年後から撤廃。

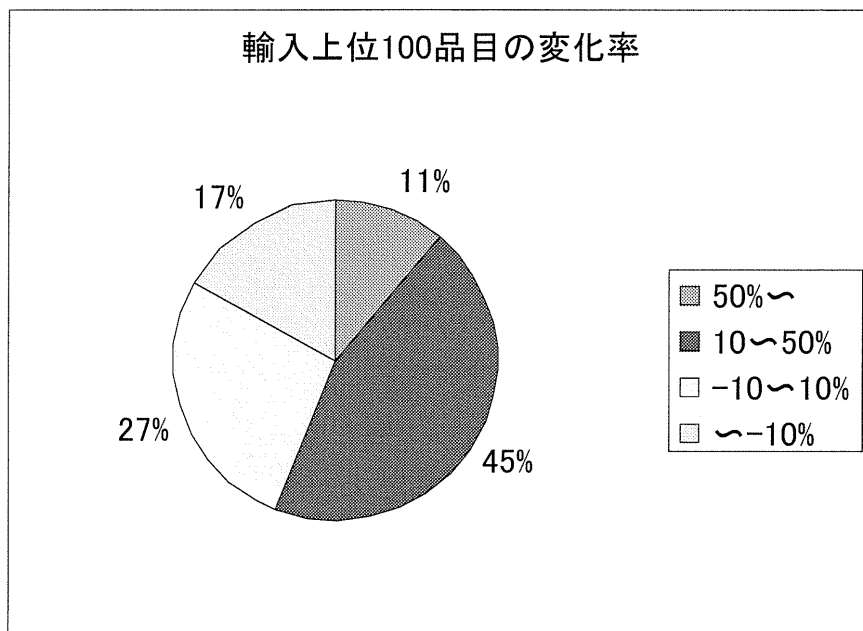
(出所 JETRO 貿易統計、World Tariff、マレーシア国際通商産業省より作成)

(図 6)



(出所 財務省貿易統計より作成)

(図 7)



(出所 JETRO 貿易統計データベースより作成)

(表 8) 日本の対マレーシア輸入品目の税率

HS 番号	単位	2004 年年計	2005 年年計	2006 年年計	MNF 税率	EPA
270900	US\$	354,763,859	336,986,868	568,694,220	5%	無税
854229	US\$	86,464,537	88,350,541	177,643,362	無税	
854129	US\$	29,556,082	50,893,373	102,515,320	無税	
740400	US\$	42,148,574	27,838,691	64,245,739	無税	
711291	US\$	34,744,677	27,357,905	58,815,494	無税	
852713	US\$	14,782,417	15,308,432	43,445,758	20%	無税
852390	US\$	8,529,677	6,531,317	26,283,883	30%	無税
900219	US\$	12,785,899	13,323,289	24,110,494	無税	
700600	US\$	204,405	3,447,876	23,525,455	0～30%	無税
741011	US\$	9,807,822	12,949,844	22,116,586	無税	
441229	US\$	15,818,089	12,187,352	19,874,931	35%	再協議

(出所 JETRO 貿易統計、World Tariff、関税局実行関税率表より作成)

(表 9) 日本・マレーシア EPA の登録企業等の状況

指定発給 機関	登録企業 数	原産品判定件数	原産品判定番号を 付与された企業数	証明書発給を申請 を行った企業数	発給件数
日本商工 会議所	311 社	1006 件	139 社	88 社	1628 件

・対象期間は、平成 18 年 7 月から平成 19 年 5 月まで。

(出所 日本商工会議所貿易証明小委員会「特定原産地証明制度に関する現状と課題なら
びに改善提案」より転載)

参考文献

遠藤正寛,「地域貿易協定の経済分析」,第一版,東京大学出版会,2005,258p

経済連携促進関係閣僚会議,「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html (2008/2/5 データ取得)

滝本浩二,「経済連携協定の現状と今後の方向性について」

http://nexi.go.jp/service/sv_m-tokusyu/sv_m_tokusyu_0705-1.html (2008/2/5 データ取得)

外務省経済局,「日本の経済連携協定交渉－現状と課題－」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf (2008/2/5 データ取得)

日本商工会議所貿易関係証明小委員会,「特定原産地証明制度に関する現状と課題ならびに改善提案」

<http://www.jcci.or.jp/nissyo/iken/070719gensangenjou.pdf> (2008/2/5 データ取得)

日本貿易振興機構,「経済連携協定の活用に関するアンケート調査結果」

<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/japan/osaka/trend/pdf/070227.pdf> (2008/2/5 データ取得)

財務省,貿易統計

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm> (2008/2/5 データ取得)

マレーシア国際通商産業省

<http://www.miti.gov.my/ekpweb/application> (2008/2/5 データ取得)

World Tariff

<http://worldtariff.com> (2008/2/5 データ取得)

JETRO, 日本マレーシア経済連携協定

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/my/jmepa/> (2008/2/5 データ取得)

外務省, 経済連携協定、自由貿易協定

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html> (2008/2/5 データ取得)

JETRO, 貿易統計データベース

http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0
(2008/2/5 データ取得)